

豊川市監査公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年4月18日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(市民部人権交通防犯課)

監査実施期間 令和3年12月8日から
令和4年 1月7日まで

豊川市監査公表第11号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市バス運行対策費補助金において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条の規定に従い必要な事項について明記し、適正な要綱となるよう改正された。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市バス運行対策費補助金交付要綱について、豊川市補助金等に関する規則第13条の規定で定める実績報告書の提出にかかる記載がなかったため、補助金交付申請時に提出することとなっている補助金額の算定根拠となる書類等をもって実績報告に代えることを明記し、適正な要綱となるよう改正した。</p> <p>要綱は、令和4年4月1日施行とした。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和4年4月14日現在のものである。